

木林議会事務局長 殿

NO.

DATE

令和2年12月23日

記

I・T

議会事務局は 理事者、議会、町民
三者への対応に於て、一方に片たよるので
ない、中立性が求められています

町民の声に付いての対応は、議会制民主主義
の観点から、正しい真摯に受け止めるべき
です。

職員 M 氏の住民に対する対応は、

極めて不適切・乱暴なもので、公務員の
規範から脱線したものです。

9月中旬、定例議会終了後、小生と電話での
対応中、突然思い切りガヤンと切られ、
難聴の被害と精神的苦痛を受けました。
それは職員のパワーハラスメントに当るものです。

木林事務局長に厳重抗議したが、
反省の意はありませんでした。

その後他の町民からも同様の苦情を頂きました。
職員 M 氏の乱暴な対応は、公務員とし
おさまじき行為です。

ここで新ためて厳重抗議し、益反省を求めます。